

維持管理情報

横瀬工場1号キルン

1/2

[illegible]

補足(セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明)

2/2

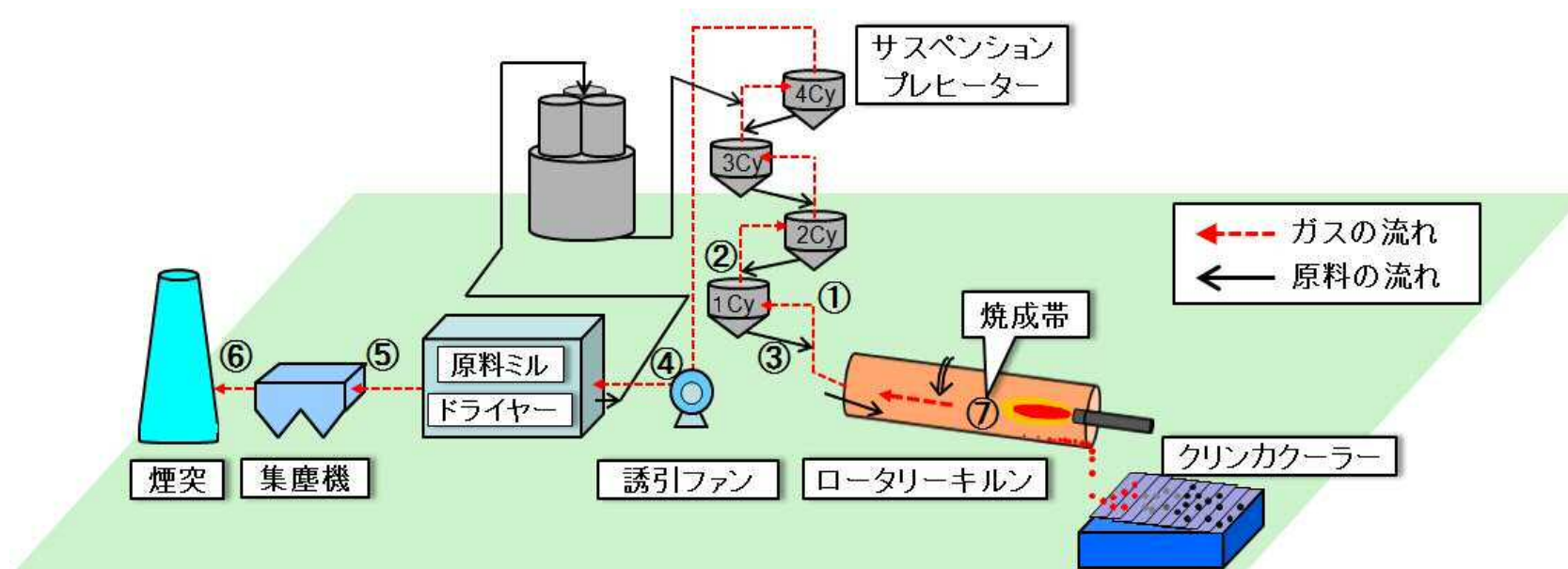


図 セメント製造工程の概略図

- 1) 燃焼室(ロータリーキルン)中の燃焼ガス温度は①、②または③の温度のうちの一としている。
- 2) 集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。
- 3) 一酸化炭素(CO)濃度は、④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一としている^{※1}。なお、④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
- 4) 焼成炉中の温度は⑦の温度を云う^{※2}。
- 5) ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1 セメント製造の用に供する焼成炉は、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素(CO)の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている(環廃対441・環廃産460)。この代わりに、3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている(廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル)。

※2 炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから、温度の実測が困難であり、実温度よりも100～200℃低い値となる場合がある。しかし、製品の性状に問題は無く、また、焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。